

日本学術振興会
日独共同大学院プログラム
Japanese-German Graduate Externship
—International Research Training Groups—
平成29年度分 募集要項

平成28年8月
独立行政法人 日本学術振興会

1 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science：JSPS）は、ドイツ研究振興協会（Deutsche Forschungsgemeinschaft：DFG）と協力して、「日独共同大学院プログラム」（Japanese-German Graduate Externship —International Research Training Groups：IRTG—）を実施しています。

本事業は、日本側とドイツ側の大学が協力して大学院の教育研究を共同で行おうとするものであり、具体的には、6名以上の博士課程在学者が年間10か月以内、相互に相手国の大学院でその教育を受け研究活動に従事するとともに、教員及びポスト等の若手研究者（以下、「教員等」という。）についても双方の大学院が相互派遣を行うものです。これにより、日独の大学院における組織的な学術の国際交流を促進し、博士課程における若手研究者の育成及び国際的な共同研究の充実に資することを目指しています。

活動形態は、以下の3項目とします。

- (1) 博士課程（一貫制の場合は博士後期課程）に在籍する大学院学生（年間対象6名以上）を、10か月以内、ドイツの大学院（エクステンション・プログラムを含む）に派遣し、共同で当該学生の教育、研究指導、博士論文の作成指導等を行います。
- (2) ドイツの大学院に教員（年間対象5名以上）を派遣し、派遣先大学院における講義、研究指導及び博士論文の作成指導等を行います。
- (3) 大学院学生及び若手研究者の研究発表を主な内容とする共同セミナー等を行います。

2 対象研究分野

すべての学術分野を対象とします。

3 申請資格

申請が可能な機関は、国公立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る）である大学）のうち、下記の条件を満たすものとします。

- (1) 大学院博士課程を有すること。
- (2) 組織的な教育研究体制が整備されていること。

※専攻又は同一大学内の専攻の組み合わせを単位とし、当該プロジェクトの代表者としての研究科長が学長を通じて申請すること。

※当該専攻に所属する常勤又は常勤として位置づけられている教員 1 名をコーディネーターとすること。

※「コーディネーター」とは、日本側教員のうち、ドイツ側の大学及び教員とともに、プロジェクトの構築・遂行に中心的役割を果たし、プロジェクト実施に責任を持つ者をいいます。従って、採択期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなるが見込まれる場合、コーディネーターとなることは避けてください。

4 採択期間

最長 5 年間（平成 29 年 4 月開始～平成 34 年 3 月終了）

但し、再申請（一度限り認める）の場合は最長 4 年間

5 採択予定件数

1 件程度

6 本会支給経費（予定）（ドイツ側に係る経費は、DFG が支給します。）

(1) 支給額 1 プロジェクトあたり 1, 500 万円以内／会計年度

(2) 支給経費の使途

- ① 日本側大学院学生の外国旅費・国内旅費
- ② 日本側教員等の外国旅費・国内旅費
- ③ 日本側開催の共同セミナー開催費
- ④ その他

(3) 支給方法等

① プロジェクトの実施に要する業務について、申請大学に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙 1「日独共同大学院プログラム 経費の取扱いについて」を参照してください。

7 申請手続

(1) 提出書類

申請希望大学（研究科）は、所属大学長を通じて次の書類を本会に提出してください。本会への個人申請は受け付けません。

① 日独共同大学院プログラム申請書（様式 1 / 和文）

正本 1 部 写し 7 部（いずれも A 4 判 両面印刷 左上ステープル）

② 日独共同大学院プログラム申請内容要旨（様式 2 / 英文）

正本 1 部 写し 7 部（いずれも A 4 判 両面印刷 左上ステープル）

③ 日独共同大学院プログラムの申請について（様式 A） 正本 1 部

(2) 申請受付期間

平成 28 年 10 月 26 日（水）～平成 28 年 10 月 31 日（月）

17:30 【本会必着】

(申請書の所属大学内での締切日は異なるので、必ず確認してください。)

(3) 申請情報記入時の注意

「総合領域」、「総合人文社会」、「総合理工」または「総合生物」に当たる細目を選択した場合は、審査を希望する領域を選んでください。(以下、分科細目コード表参照)

【分科細目コード表】 <https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/saimokuList.do>

8 申請上の留意事項

(1) ドイツ側大学の申請

本事業は、DFG が実施している IRTG と連携し、双方で共同採択を行い、日独の大学がそれぞれ日本側は本事業、ドイツ側は IRTG において支援を受けて実施することとしています。そのため、申請に際しては、申請機関と協力してプロジェクトを実施するドイツ側大学も、IRTG への申請を行うことが必要です。本事業を双方が同時期に開始できるように、本申請においては ドイツ側大学が DFG による draft proposal の審査通過後、full proposal (※) を提出済みであることを日本側大学の申請要件とします。この条件が満たされていない場合、本会への申請は無効になりますので注意してください。また、支援期間を通じて、ドイツ側大学が IRTG において支援を受けていることが必要です。

IRTG については、以下の DFG のホームページをご覧ください。

http://www.dfg.de/en/research_funding/programmes/coordinated_programmes/research_t raining_groups/international_rtg/index.html

なお、本事業の申請書と、DFG が実施する IRTG の申請書は、内容においてすべて一致するものではありません。

※ IRTG では、2 段階の申請手続きをとっています。申請機関は、まず簡単な申請内容 (draft proposal) を DFG に提出します。DFG は、その中で評価が高い申請についてのみ正式な申請書 (full proposal) の提出を求め、採否の審査を行います。

(2) 他事業との重複・再申請について

- ・本会の国際交流事業では、既に研究代表者等 (研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。) として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙 2 「事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

この重複制限の定めは、他の事業において研究代表者等になっている者の本事業への申請もしくは本事業の申請段階において他の事業への申請を制限するものではありませんが、採択後、他事業で採用されたことを理由とする研究代表者等の変更を認めませんので、ご留意ください。また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間も研究代表者等の変更を行うことは認められません。

- ・本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去 5 年間に本会国際交流事業を実施したことがあるコーディネーターは、その事業の成果 (見込み) と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

特に、過去に本事業に採択されたことがある申請機関が、当該採択内容と類似点が多いプロジェクトにつき再申請を行う場合には、過去のプロジェクトによる成果を記載するとともに、本申請のプロジェクトにより見込まれる新たな成果についても記載して下さい。

- ・申請機関が他制度で機関支援型事業の助成を受けている（または見込みの）場合、今回申請の本事業との関連性があるときにはそれを明確にした上で申請してください。他制度で既に支援を受けている活動に対して、本事業により重複して支援することは行いませんので、審査においては、本事業と重複していないか確認を行います。

9 審査方法及び結果の通知

(1) 審査の基準

審査は、次の基準により行います。

(共同課程の準備)

- ① ドイツ側大学との共同課程が編成され、又は編成に向けた具体的な準備が進められていること。

(継続的協力関係)

- ② 日本側とドイツ側の大学間における継続的な協力関係の形成が期待できること。

(分野及びプロジェクトの重要性)

- ③ 対象となる分野及びプロジェクトが、ドイツとの交流を進めるにあたって重要であると認められること。

(教育研究効果)

- ④ 我が国の大学院学生が、ドイツ側大学において広範な基礎的、革新的学術情報を収集できること。特に、当該プロジェクトへの参加により、より水準の高い博士論文の作成、質の高い共同研究の発表が見込めること。

(コーディネーター及び参加教員の適性)

- ⑤ 日本側コーディネーター及び参加教員のこれまでの教育研究活動が当該分野において世界的水準に達しており、コーディネーターがドイツ側大学と交流プロジェクトの調整を行う者として適格であること。

(教育研究環境の整備)

- ⑥ 当該大学において、プロジェクトの目的を達成するにあたって必要な施設設備、及び経済的負担の軽減措置が整備されている、又は見込まれること。

(申請経費の合理性)

- ⑦ 申請経費の内容が妥当であり、計画上、必要不可欠なものであること。

(2) 選考方法、結果通知

本会国際事業委員会書面審査員による書面審査の後、必要に応じて、平成29年1月（予定）に同委員会においてヒアリングを実施します。その後、DFGの審査結果と合わせて最終的な採否を共同決定し、平成29年2月（予定）に申請機関長あてに通知します。

10 採択決定後の手続き

大学長あてに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画書等の様式を送付しますので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

本会は実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度毎に決定し、通知します（実施計画書の内容に基づく査定、及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります）。

1.1 大学及びコーディネーターの義務

- (1) ホームページを開設し、経費支援期間中及び終了後も積極的に情報を公開してください。成果発表に際しては本会の支援を受けたことを明記してください。
- (2) 事業実施3年度目に中間評価、事業の支援期間終了後に事後評価を、それぞれ本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。（2期目（再申請）の課題については、中間評価は実施しません。）なお、中間評価の結果は、次年度以降の経費配分に反映されます。

1.2 研究費の適正な使用等、個人情報の取扱い等について

(1) 不正使用等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究教育活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反等が認められた場合には、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の適正な使用等については、別紙3「研究資金の適正な使用等について」をご参照ください。

(2) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のためにのみ利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採択されたプログラムについては、コーディネーター及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側コーディネーター及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名、予算額、実施期間、年度実施計画、報告書並びに評価結果等が本会のホームページ等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

1.3 その他

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故への責任を負いません。
- (3) 日独共同大学院プログラムの研究成果の権利の帰属については、各実施機関が我が国と相

手国の法規を遵守して取り決めるものとし、本会は関与しません。実施機関は知的財産権の帰属について、あらかじめ規程等により定めておくようにしてください。

- (4) 募集要項・申請書及び関連情報は、本会のホームページ上からも閲覧、ダウンロードできます。

【HP アドレス】 http://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/index.html

- (5) 『『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）で提言されているように、研究者が研究活動の内容や成果を分かりやすく説明する活動（『国民との科学・技術対話』）への積極的な取組をお願いします。

1 4 申請書類の送付先及び照会先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人 日本学術振興会

国際事業部 研究協力第二課「日独共同大学院プログラム」担当

TEL： 03-3263-1864/1769（ダイヤルイン）

E-mail: externship@jsps.go.jp

《参考》日独共同大学院プログラム 経費の取扱いについて

独立行政法人日本学術振興会 研究協力第二課

1. 前提

日独共同大学院プログラム（以下「本事業」という。）におけるプロジェクトの実施にあたっては、申請大学に対して、日本学術振興会が業務委託する方法により行います。

申請プロジェクトの実施に要する業務を委託する場合は、日本学術振興会と大学（受託機関）との間で、業務の実施に係る契約（業務委託契約）を締結します。

業務委託契約により支払われた委託費は、日本側大学の大学院学生及び教員等に使用する経費です。本事業の実施においては、ドイツ側との経費相互負担を前提としていますので、ドイツ側大学の大学院学生及び教員等の来日に要する経費（航空券代、滞在費等）並びに相手国研究者が自国において必要とする経費（プロジェクト実施に必要な消耗品購入、セミナー開催経費、セミナー参加旅費〈来日に要する旅費を含む〉等）は、原則としてドイツ側の負担とします。

2. 委託費について

委託費は、「プロジェクト実施経費」と「業務委託手数料」から構成されます。募集要項に記載の「支給額」は、「プロジェクト実施経費」のみの金額です。委託費の構成、内容、主な使途は以下のとおりです。

① プロジェクト実施経費

プロジェクトの実施（日本側大学の大学院学生及び教員等の派遣、日本側が開催するセミナー）に直接係る経費。

《プロジェクト実施経費 主な使途》

| 経費費目 | 使 途 目 的 | 留 意 事 項 |
|--------------|--|--|
| 外国旅費 国内旅費 | 日本側大学の大学院学生及び教員等の派遣にかかる経費（交通費、日当、宿泊料等） | ○計算方法、手続き等は、大学が定める規定等に基づくこと。 ○プロジェクト参加者以外の者にかかる旅費は支出できない。 ○外国旅費及び国内旅費合計額は、プロジェクト実施経費総額の80%以上とする。 |
| 物 品 費 | 教育研究に必要な備品・消耗品の購入 | ○購入した備品は、大学に帰属する。なお、物品費の支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行うこと。 |
| 謝 金 | 資料の作成・整理、メンターに対する謝金、報酬、賃金等 | ○算出方法、手続き等は、大学が定める規定等に基づくこと。 ○次のものには使用できない： ・継続的な雇用と見なされるような支出 ・プロジェクト参加者に対する謝礼 |

| | | | |
|---|--------------------|--|------------------------------------|
| 会議費 | 会場借料、機器等借料、飲料・弁当代等 | ○ セミナー開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめる。また、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出を十分配慮のうえ、使用すること。 | |
| その他 | 印刷製本費 | 成果刊行物等の印刷製本に要する経費 | ○ 個々の研究者の論文や、販売を目的とした印刷製本には使用できない。 |
| | 通信運搬費 | 国際電報・電話料金、研究資材の運搬費等 | |
| | 雑役務費等 | コピー代、写真現像代、招へい研究者の送迎・随行にかかる移動費、業者委託による翻訳料、ホームページ作成経費等 | |
| <p>【留意事項】</p> <p>次のものには使用できない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等施設の購入に関する経費 ・ 不動産取得にかかる経費及び拠点機関のオフィス維持のための経費（オフィス借料、光熱水料、人件費等） ・ 研究機関で通常備えるべき物品の購入（机、いす、複写機、パソコン等） ・ 研究者及び事務職員の雇用に関する経費 ・ プログラム実施中に発生した事故災害の処理のための経費 ・ その他、事業と直接的な関係が認められないもの | | | |

② 業務委託手数料

本プロジェクトの実施に係る業務遂行に伴い必要となる経費。

業務委託手数料については、前述のプロジェクト実施経費の10%を上限とし、プロジェクト実施経費の外額として配分します。

なお、実際の使用にあたっては、大学の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

③ 消費税

委託費配分額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

3. プロジェクト実施経費の経費負担区分

本会のプロジェクト実施経費は、日本側大学の大学院学生及び教員等にかかる旅費、並びに日本国内での活動にかかる経費にのみ、使用することを原則とします。

本表は、甲欄の事業について研究代表者等になっている者が、乙欄の国際交流事業に応募する場合の重複制限を示したものです。

- 双方の事業において重複して研究代表者となることが可能
 △双方の事業において同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可
 ×双方の事業において重複して研究代表者となることは不可

| 甲欄 乙欄 | 二国間交流事業 (共同研究、セミナー) | 日独共同大学院プログラム | 研究拠点形成事業 | 日中韓フォーサイト事業 | 頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム (H25採択まで・頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム) | 若手研究者ワークショップ(ブラジル) | 国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム) | スイスとの国際共同研究プログラム |
|---|------------------------|--------------|----------|-------------|---|--------------------|----------------------------------|------------------|
| 二国間交流事業 (共同研究、セミナー) | △ | × | × | × | × | △ | △ | △ |
| 国際化学研究協力事業 (ICCプログラム) | △ | × | × | × | × | ○ | × | × |
| 国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム) | △ | × | × | × | × | ○ | — | × |
| 多国間国際研究協力事業(G8 Research Councils Initiative) | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORAプログラム) | △ | × | × | × | × | ○ | × | × |
| 日独共同大学院プログラム | × | — | × | × | × | × | × | × |
| 研究拠点形成事業 | × | × | — | × | × | × | × | × |
| 日中韓フォーサイト事業 | × | × | × | — | × | × | × | × |
| 頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム(H25採択まで・頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム) | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 若手研究者ワークショップ(ブラジル) | △ | × | × | × | × | — | ○ | ○ |

研究資金の適正な使用等について

2016年3月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

（1）不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（2）研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成18年規程第19号「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、研究活動に係る特定不正行為及び研究資金の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※2 特定不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

① 特定不正行為に関する措置の対象者

- ・ 特定不正行為に関与したと認定された者。
- ・ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。なお、特定不正行為に係る研究資金の返還額は、当該特定不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。

② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての研究資金を交付しない。なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の(1)～(3)において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

(1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

(2) 前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)(平成26年2月18日改正)対象制度

(3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から研究資金を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。

公募予定のある国際交流事業一覧

(参考)

(※平成28年7月1日現在)

| 事業の種類 | 事業名 (担当課) | 事業概要 | 1件/1人当たり 支援内容 | 支援(実施) 期間 | 対象国・地域 | 対象分野 | 申請 締切 | 申請者 |
|--------------------|---|---|---|---|---|-----------------------|--------------|-----------------------------|
| 共同研究・セミナー・研究者交流支援型 | 二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課) | 個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。 | 共同研究:100~250万円以内/年度 セミナー:120~250万円以内 (対応機関により異なる) | 共同研究:1~3年 セミナー:1週間以内 (対応機関により異なる) | 全地域 | 原則、全分野(対応機関によっては分野限定) | 9月 | 研究者 |
| | 特定国派遣研究者事業 (研究協力第二課) | 我が国のポスドク研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。 | 渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による) | 6~24カ月 (派遣国、対応機関による) | フィンランド、ノルウェー | 原則、全分野 | 9月 | ポスドク研究者 |
| | 国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム) (国際企画課) | 一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共有化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を図るための国際共同研究を支援。 | 1,000万円以内 | 5年 | 米国 | 全分野 | 予備申請8月、本申請3月 | 研究者 |
| | 日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課) | 日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 | 5,000万円以内/5年間 | 5年 | 中国、韓国 | 年度ごとの分野/テーマ | 1月 | 所属機関または部局長 |
| | 日独共同大学院プログラム (研究協力第二課) | 日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポスドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。 | 1,500万円以内/年度 | 5年(再申請は4年) | ドイツ | 全分野 | 10月 | 所属機関または部局長 |
| | 研究拠点形成事業 (研究協力第一課) | A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 | 1,800万円以内/年度 800万円以内/年度 | 5年 3年 | 全地域 アジア・アフリカ | 全分野 全分野 | 10月 10月 | 所属機関または部局長 |
| 若手研究者研鑽機会提供型 | 先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課) | 日本及び諸外国の新進鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。 | 渡航費、国内交通費、滞在費 | 3日間 | ドイツ、英国、米国 | 全分野 | 3月 | 機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者 |
| | リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課) | 我が国の博士課程学生またはポスドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。 | 渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費 | 1週間程度 | ドイツで開催参加者は世界各国 | 年度ごとの分野/テーマ | 8月 | 博士課程学生、ポスドク研究者 |
| | HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者との5日間~ (研究協力第一課) | アジア太平洋アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。 | 国内交通費、滞在費、その他参加費等 | 5日間程度 | 日本で開催参加者はアジア太平洋アフリカ地域 | 年度ごとの分野/テーマ | 9月 | 博士課程学生、ポスドク研究者 |
| | 若手研究者ワークショップ(ブラジル) (研究協力第一課) | 優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、日伯の研究者同士のネットワーク形成を支援。 | 800万円以内/年度 | 3日間以内 | ブラジル | 全分野 | 3月 | 研究者 |
| | 頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム (海外派遣事業課) | 大学等研究機関が、海外のトップクラスの研究機関と世界水準の国際共同研究を行うことを通じて、相手側への若手研究者の長期派遣と相手側からの研究者招へいの双方向の人的交流を展開する取組を支援。 | 若手研究者派遣旅費・研究者招へい旅費(渡航費及び滞在費)と国際共同研究に必要な研究費 | 事業期間:1~3年間 | 全地域 | 全分野 | 5月 | 機関長 |
| 外国人研究者の招へい事業 | 外国人特別研究員(一般) (人物交流課) | 海外の優秀な若手研究者(ポスドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等 | 12か月以上24か月以内 | 全地域 | 全分野 | 5月9月 | 受入研究者 |
| | 外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課) | 欧米諸国の優秀な若手研究者(ブドク(2年以内に博士号取得見込)及びポスドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等 | 1か月以上12か月以内 | 欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア) | 全分野 | 4月7月10月1月 | 受入研究者 |
| | 外国人特別研究員(定着促進) (人物交流課) | 外国人研究者を大学等で常勤職として採用する取り組みを促すため、大学等で外国人研究者を招へいする機会を提供。 | 渡航費(往路航空券)、滞在費、渡日一時金等 | 12か月以上24か月以内 | 全地域 | 全分野 | 9月 | 機関長 |
| | 外国人招へい研究者 長期 (人物交流課) | 海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費等 | 2か月以上10か月以内 | 全地域 | 全分野 | 9月 | 受入研究者 |
| | 外国人招へい研究者 短期 (人物交流課) | 海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者との討議、意見交換や、講演等を行う機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費等 | 14日以上60日以内 | 全地域 | 全分野 | 5月9月 | 受入研究者 |
| | 外国人招へい研究者 短期S (人物交流課) | ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を日本に招へいし、講演、研究指導等を行う機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費等 | 7日以上30日以内 | 全地域 | 全分野 | 5月9月 | 受入研究者 |
| | 論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課) | 日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。 | 120万円以内/年度 | 3年以内 | アジア・アフリカ諸国等 | 全分野 | 8月 | 日本側研究指導者 |